

MKS V&A サプライヤーマニュアル

1. はじめに

1.1. 文書の目的および適用範囲

MKS は、(i) てきぱきと一貫して競争力を保ちながら当社に材料とサービスを提供し、(ii) 独自の能力 を継続的に高めていくサプライヤーとの長期的な関係を確保する努力を惜しみません。当社が世界一流企 業としての座を維持するうえで、サプライヤーは当社のビジネス戦略に欠かせない存在です。本書の意図 は、MKS の業務概要を提示し、当社がサプライヤー側に求める要項を明らかにすることです。本マニュア ルに定める要件は、すべてのサプライヤーが遵守しなければなりません。

本書は、MKSと取引関係にあり、品質に影響を及ぼす製品やサービスを提供するあらゆるサプライヤーに 適用されます。適用範囲は製品および/またはサービスを提供する OEM、販売業者、代理店を含みますが、 これらに限定されるものではありません。

本マニュアルの例外は MKS 独自の決定権の下に決められます。そのような例外は MKS の指定担当者によ り、書面にて承諾されなければなりません。

「製品」とは、大文字と小文字の区別なく、サプライヤーが MKS に提供した材料または部品を意味します。

1.2. 会社概要

MKS Instruments, Inc. は、プロセスのパフォーマンスと生産性の向上に向け、高度製造プロセスの重要 なパラメーターを計測、制御、入電、監視、分析する計測機器、サブシステム、制御ソリューションのグ ローバルプロバイダーです。当社の製品は、圧力の測定と制御、材料配達、ガスの組成分析、コントロー ル/インフォメーションテクノロジー、電源の開発や反応性ガス発生器、真空技術における、当社のコ ア・コンピテンシーから引き出したものです。当社の主な供給先市場として、半導体装置のほか、フラッ トパネルディスプレイ、太陽電池、発光ダイオード、データストレージメディア、その他高度コーティン グを含む多種シンフィルム(薄膜)用途の主要装置メーカーが挙げられます。当社はさらに、医療機器、 製薬製造、発電、環境モニタリングなど高度製造装置市場にも自社の技術を提供しています。

1.3. 企業理念とサプライヤーの行動規範

MKS とサプライヤーの関係は合法かつ効率的で公正な規範に基づいています。サプライヤーによる、こう した基準への完全な準拠は MKS との互恵的取引関係の基盤となっています。サプライヤーは、従業員、地 域環境、MKS を含みますが、これらに限定されず、業務で独自に維持する関係においてすべての法的要件 を満たなければなりません。また、サプライヤーはすべての MKS 発注書および/または MKS との契約内容 に従い、本書に定める業務行動規範を遵守するものとします。サプライヤーは常時、MKS ウェブサイトに 掲載されている (Supplier Code of Conduct) サプライヤーの行動規範 (www.mksinst.com/suppliers) を含みますが、これに限定されず、すべての方針と手順を遵守する必要があります。本サプライヤーマニ ュアルにて参照する文書、プログラム、テンプレートは MKS が時折更新する場合があります。本書で取り 上げる文書はすべて請求可能です。

2. 施設情報

2.1. MKS 施設の訪問

MKS を訪問する前に予約を取る必要があります。訪問者の方は各施設の正面/ロビー入口から入ります。 受け付けで署名し、ビジターバッジを受け取ってください(施設を出る前に要返却)。政府のさまざまな 「制限対象者」リストに基づき、訪問者はスクリーニングの対象となる場合があります。輸出規制遵守の 目的上、訪問者の方はそれぞれ母国市民権もしくは合法な居住権の提示を求められることがあります。訪 問者の方は MKS 施設内にいる間、常時 MKS 担当者によるエスコートを必要とします。MKS は全施設にて常 時、禁煙ポリシーを義務付けています。MKS 施設内での写真やビデオの撮影は禁じられています。

改訂

2.2. 安全方針

指定製造エリアでは保護眼鏡の着用が必須となっています。各施設には、米国連邦規制およびその他の適用法に準じ、製品安全データシート (MSDS) および火災時非難経路が掲示されています。サプライヤーは MKS の施設にいる間、すべての MKS 安全方針に従う必要があります。

2.3. MKS の顧客によるサプライヤー施設の訪問

MKS の顧客が、MKS のサプライヤーを訪問もしくは監査する場合、MKS の Global Supply Chain Group による要請の承諾と手配が必要です。MKS は当該の訪問または監査が、MKS に提供されているサービスや製品、もしくは関連するプロセス、技術、事業計画、または契約内容に関連する範囲において、MKS の顧客による MKS サプライヤーの訪問や監査を制限する権利を留保します。

3. 品質ポリシー

3.1. 品質·納品目標

- 3.1.1. 一般 MKS は、(i) MKS 認定仕様および (ii) MKS 発注書 (PO) 要件のすべてを満たす欠陥ゼロの 製品をサプライヤーに求めます。さらに、当該の製品は 100%期限内に納品されなければなりません。 部分ロットの納品は「期限内の納品」要件を満たしません (MKS からの書面による承諾がある場合 を除く)。
- 3.1.2. **納品** MKS の書面による例外がない限り、「期限内」納品は発注書の納品日との照合により評価されます。カンバン受領は該当する限りにおいて、締結済みのカンバン契約に従って空の荷物箱/運搬箱が補充されていなければ遅延となります。
- 3.1.3. 品質 サプライヤーは MKS 要件に基づき、必ず欠陥ゼロの状態で製品を MKS に納入しなければなりません。 MKS は毎年、業績相対値を設定してサプライヤーに提示します。サプライヤーはこの数値を下に独自の業績を評価します。サプライヤーの品質単位(QPPM) 業績データが毎月算出され、サプライヤーの業績トレンドに変化があるか確認するため、このデータは定期的に分析されます。 MKS はリスクを下げ、新しいサプライヤーを評価するため、搬入材料検査(IMI)を実施する場合があります。サプライヤーが IMI を遵守しなかった場合、重大な過失と見なされ、拒否報告書が渡されます。その結果、サプライヤー是正措置依頼書(SCAR)がサプライヤーに対して発行されることがあります。 SCAR が発行されると、サプライヤーは「新規取引拒否」ステータスの対象となり、認定ベンダーリスト(AVL)から外される可能性があります。

3.2. 技術文書の優先順位と管理:

- 3.2.1. MKS は図面と材料表 (BoM) を技術要件の定義手段として使用します。文書順位では、MKS エンジニアリング文書 (例: MKS 認定図面および BoM 材料) が常に他の MKS プロセスおよび/または MKS 補足文書よりも優先されます。サプライヤーはこの文書に変更を加えることはできません。必要であれば、発注製品の新しい修正レベルを反映させるため、発注書が更新されます。
- 3.2.2. MKS のエンジニアリング文書および技術文書は、特定の状況で輸出許可が義務付けられる米国輸出制限の対象となる場合があります。サプライヤーは輸出に関連するあらゆる要件への完全な準拠に同意するものとします。
- 3.2.3. サプライヤーが製品やプロセスに変更を加える場合、下記セクション 3.3 に定める変更要件を満たさなければなりません。

改訂

3.3. CE (Copy Exact) ポリシー:

- 3.3.1. **概要** MKS は精密なプロセス制御を維持し、高い歩留まりと実証済みの製品性能を必要とする顧客層を抱えています。したがって MKS は製品、MKS 製品と部品の製造・プロセスに加えられたあらゆる変更を制御することで、このプロセスをサポートする必要があります。
- 3.3.2. CE ("Copy Exact") 要件 当事者はサプライヤーとして特定の変更規則に従うものとします。 MKS に提供される製品、サービスまたは関連製造・プロセスに加えられる変更の管理規則を理解してもらうため、MKS 独自の決定権の下、MKS は CE (Copy Exact) トレーニングの受講必須となるサプライヤーを指名します。MKS の書面による許可なく製品、サービスまたは MKS に提供する関連製造・プロセスに変更を加えることは厳格に禁じられています。
 - 3.3.2.1. **CE (Copy Exact) トレーニング** MKS が指定する場合、サプライヤーは初回ならびに年 1 回、(i) MKS CE 規則の知識を確認するため正規トレーニングセッション (理解度テストを含む) を受け、(ii) CE 規則・要件を遵守することへの同意を確認する義務があります。サプライヤーには毎年、ウェブベース CE トレーニングへのアクセスに必要な「ログインとパスワード」情報が提供されます。このトレーニング/テストは必須であり、指定期間内にこの義務を怠るとサプライヤー義務の不履行とみなされ、現行契約または発注書の解約を含みますがこれらに限定されない結果を招きます。
 - 3.3.2.2. **変更依頼の手続き** 変更は回避できないものであるため、MKS はサプライヤーから変更依頼を伝達するシステムを確立しました。変更の対象は物理的なもの(例:変更により影響がある形状、適合性、機能)またはプロセスに関連するもの(例:変更により影響がある製造法、製造する場所など)となります。MKS CE 規則により、必要である場合、サプライヤーは PCN(製品変更通知)フォームに記入し、これを MKS PCN 管理者に提出する必要があります。同管理者は PCN 手順(MKS-CSC-363)に基づいて審査し、対応策を講じます。 PCN フォーム(MKS-CSC-364)に記入して MKS から許可を得ない限り、変更を加えることは一切できません。当該の手順書とフォームは、MKS Global Supply Chain Groupに要請すれば入手できます。
 - 3.3.2.3. **変更の実施** PCN は変更依頼のみに使用するものです。MKS による PCN の承認は変更割り 込みの許可ではありません。PCN が承認された後、以下の手順に従う必要があります。
 - 変更の文書化では、認定エンジニアリング変更依頼書 (ECO) および/または一時的変更通知 (TDN) への記入が必須です。新しいまたは変更した図面/仕様に関して MKS が義務付けている変更通知には、ECO あるいは TDN が使用できます。ECO は、製品に加える固定変更を文書化かつ制御し、その要件と指示内容を MKS に正式に伝達するために使用します。TDN (または同等の「マークアップ」)は、承認された材料に加えた一時的変更を文書化かつ制御し、その要件と指示内容を MKS に正式に伝達するために使用します。注:変更時に、それが固定変更を意図するものであることが分かった場合、TDN のほか、ECO も発動し、さらに
 - <u>プロセス変更は</u>、MKS の認定 PCN に定めるように、追加要件(例:第一品目検査(FAI)、 記録のプロセス (PoR)、および/または出所検査など)が必要となる場合があります。
 - MKS の書面によるその他の同意がない限り、生産に組み入れ可能な「遅延」期間が必要となります。承認された変更を実施する前に、「割り込み」日に関する特定の情報がサプライヤーに提供されます。MKS との調整および MKS からの書面による許可がなければ、変更は一切実施できません。

3.4. 第一品目検査 (FAI) ポリシーおよび適用条件:

3.4.1. FAI は、(i) 製品の仕様、品質、信頼性に関する要件への準拠と(ii)大量製造プロセスを検証するために MKS が義務付けているプロセスです。Global Supply Chain Group は、製品、サービス、関連プロセスの複雑性と重要性に基づいて FAI が必要となるか決定します。FAI を認めないと MKSが決めた場合、サプライヤーに書面にて通達されます。

- 3.4.2. 以下は通常、FAI が必要となる例(非完全リスト)です。(i)新規に外注した製品を含む、MKS 開発の新製品証明書、(ii)新しいサプライヤーの製品証明書(同製品が他のサプライヤーによって 認可済みであっても必要)、(iii)製品のSCAR履行(MKS開発製品に限定されない)、(iv)製品の 改修に基づく変更の検証。
- 3.4.3. FAI は製造プロセスを反映したものでなければなりません。試作品段階および/またはエンジニア リングラボで製作された FAI 製品は受け入れられません。FAI の提出はいずれも、将来納品される 製品の典型を反映する実働生産環境での製作が条件となります。
- 3.4.4. FAI 要件は、FAI PO を発注する前に明確化したうえでサプライヤーに伝達されます。MKS およびサプライヤーの業務担当者は MKS 企業手順 MKS-CSC-198 および関連する「サプライヤー指示シート」を使用して FAI 要件を完全に満たす必要があります。注:サプライヤーの FAI 製品の品質・納品業績は、サプライヤーの業績基準には含まれません。
- 3.4.5. 初回 FAI の後、サプライヤーの製造プロセスまたは製造法にはより厳格な制御が必要となる場合があります。その場合、MKS はサプライヤープロセスにおける記録のプロセス (PoR) を作成するにあたり、サプライヤーをサポートします。PoR は、綿密な変更制御要件の対象となります。PoR が履行される場合、MKS PoR 手順 #MKS-CQ-181 に従って行われます。

3.5. 製品検査/試験手順·要件

以下の要件は、製造時における製品のコンプライアンスと性能が、品質・信頼性要件を含みますが

3.6. これらに限定されず、定義された MKS 仕様と要件に適合させることを目的としたものです。

人為的ミスを防ぐため、サプライヤーは万全を尽くして予防策および/またはエラー阻止対策を講じなければなりません。当該予防策の1つに、ポーク・ヨーク(Poke Yoke)プロセスがあります。ポーク・ヨーク(Poke Yoke)は、装置作業員が間違い[poka]をしないように[yokeru]設計された <u>効率的製造</u>プロセスを反映するメカニズムです。 <u>人為的ミス</u> の予防と是正、もしくは発生時に注意を喚起することで製品の欠陥を排除することがその目的です。ポーク・ヨーク法は、製品の設計と製造プロセスの両方に対して導入するもので、コンプライアンスを徹底するほか、検査の必要性を回避します。

サプライヤーは製品の性能、品質、信頼性を確保するための検査・試験方法を決め、要請に応じてこれらを MKS の担当サプライヤー・クォリティー・エンジニア (SQE) に提供します。製品の設計、品質、試験 要件を含め、MKS が追加的もしくは別の試験や検査の方法または基準をサプライヤーに求めた場合、サプライヤーは当該の要求に速やかに応じるものとします。 MKS 要件から逸脱、または MKS 認定試験/検査手順を変更した場合、サプライヤーはその内容を文書化し、MKS に提出して上記セクション 3.3 の CE 規則に基づき、該当する発注書の承諾に先駆けて書面による解決策を入手する必要があります。 MKS の業務担当者は受領製品の検査基準と検査プロセスを決定します。 MKS の手順は、サプライヤー独自の検査基準を決めたり、検査方法の効果を検証するため、MKS のオプションにてサプライヤーと共有できます。

3.7. 根本的原因・是正措置ポリシー

サプライヤーに起因するすべてのエラーをタイミリーに、かつ再発しないように是正することが MKS のポリシーです。したがって MKS からの要請があった場合、サプライヤーは既存の保証義務および救済措置に加え、エラーの根本的原因分析結果と是正措置を含む報告書を、MKS に提出するものとします。 MKS の書面による他の締切が承諾されていない限り、根本的原因と対応措置を明示した暫定報告書を作成し、(MKSへの費用請求を一切伴わずに)72時間以内に MKS に提出する必要があります。是正措置および予防対策の導入を完了するために、締切の延期を要請する場合、予定を MKS に提出して書面による承認を得なければなりません。当該の承認は MKS 単独の決定権に基づくものとします。

3.8. サプライヤーの評価・監視:

3.8.1. サプライヤーの評価 - サプライヤーは評価され、初回およびその後の評価に MKS-CSC-009 が使用されます。評価記録は MKS が保管します。要請に応じて監査概要レポートが提供されます。

- 3.8.2. サプライヤーの監視 サプライヤーの品質・納品業績は、MKS-CSC-071/073 に定める規則に基づいて毎月査定されます。当該の監視記録は MKS が保管します。要請に応じて監査概要レポートが提供されます。
- 3.8.3. 業績が低下した場合、MKS はサプライヤーとの継続関係を見直します。業績が好ましくないものの、MKS が独自の裁量により満足のいくレベルまで回復可能と判断した場合、サプライヤーは改善プログラムに入れられます(節3.8参照)。
- 3.9. サプライヤー品質指数 (SQFM) および四半期ビジネスレビュー (QBR) プログラム

以下は、介入および/または戦略的改善が必要とされるサプライヤー向けの MKS 改善プログラムです。

- 3.9.1. SQFM サプライヤーのプロセスを系統的に改善することを意図したプログラムです。指名された サプライヤーはミーティングに参加し、問題および改善措置を提示する必要があります。これらの プログラムの詳細および、それらに伴う責任は MKS-CSC-100 に明記されています。
- 3.9.2. QBR このプログラムは追跡基準(品質、納品、コスト、その他)に、プロセス改善、戦略的目標、ビジネスプログラムなどを併合したもので、指名されたサプライヤーはミーティングに参加し、QBRテンプレートに基づいたデータ/情報を提示する必要があります。これらのプログラムの詳細および、それらに伴う責任はMKS-CSC-100に明記されています。

3.10. 記録保持

サプライヤーの記録は5年間保持するものとし、MKSからの要請があれば提出しなければなりません。

4. 材料・作業ポリシー

4.1. 発注書 (PO)

MKS が必要とする製品および/またはサービスは、POにて調達されます。POには製品および/またはサービスの仕様そして要件が明記されています。POおよび同書に指定された MKS 購買条件 "T&C" は法的拘束力があり、(i)変更するPOまたはT&Cの特定箇所を書面にて明示した、もしくは(ii)MKSとサプライヤーの間の書面による同意を示す、MKSの同意がない限り、サプライヤーは当該のPOおよびT&Cを変更することはできません。上述の一般性を制限することなく、サプライヤーは特定の技術情報が輸出制御および該当する法律と規制の対象となり得ることを認めるものとします。POの受領時に、POおよび関連文書の内容がすべての MKS 要件を満たすよう完全かつ正式な審査を行うことはサプライヤーの責任です。注文請書を MKS に送付した後、サプライヤーはすべての PO 要件に対して責任を負います。サプライヤーの見積もりまたは注文請書に加えられたその他の条件または矛盾する条件は本書にて認めず、いかなる効果もありません。

- **4.2. 調査** 製品の化学成分に関連する調査や証書を含むみますこれらに限定されず、サプライヤーは MKS が 要請した調査を速やかに完了するものとします。.
- **4.3. 機密保持契約書 (NDA)** いずれのサプライヤーも、MKS との接触を開始する前に MKS NDA に署名する必要があります。
- 4.4. 材料入替/代替調達源/部分的入替ポリシー
 - 4.4.1. **認定ベンダーリスト(AVL)の指定** サプライヤーは MKS の図面および/または BoM に定義された 調達要件を遵守しなければなりません。要請に応じて認定製造業者リストが提供されます。サプライヤーが(例: 材料の可用性、コスト、その他の理由により)、代替の調達源または部品を使用する必要がある場合、サプライヤーは MKS PCN を提出して上記 3.3 に基づき MKS から書面による承諾を得なければなりません。

6

版 D

- 4.4.2. 製造中止製品 製造中止の予定を組む場合、サプライヤーは MKS PCN プロセスにて最低 18 カ月前に書面による事前通知を MKS に送付しなければなりません。当該 18 カ月の間、サプライヤーは MKS が発行するすべてのリリースおよび PO を受理するものとします。上記 18 カ月前の通知要件を満たすため、サプライヤーは下層サプライヤーが十分前に通知するようにしなければなりません。サプライヤーは上述に何ら制限されることなく、下層サプライヤーから製造中止の通知を受領次第、MKS に速やかに知らせるものとします。
- 4.4.3. **電子部品の認定購買ルート** サプライヤーは OEM 製造業者または契約販売業者のみに購買先を限定する場合があります。MKS からの書面による許可がない限り、サプライヤーは MKS-COP-132 (最新改訂版)の要件を満たす場合を除き、集積回路を使用してはなりません。

サプライヤーまたは下層サプライヤーが第三者のブローカーまたはその他の「グレイマーケット」 業者から製品、コンポーネント、部品を購入することは**厳格に禁じられています**。

- 4.4.4. **重要原料から機械部品を加工するサプライヤー** ステンレス鋼/インコネル/インコロイ製部品の 処理時に、これらの部品を硫黄性冷却液または溶液に晒してはなりません。このような材料には、 MKS および同社の顧客に歩留まりとプロセスに関連する重大な問題を引き起こし得る、臨界ガス処 理法が使用されます。サプライヤーはこうした処理法に準拠するポリシーを確保しておかなければ なりません。
- 4.4.5. サプライヤーによる下位保証 内部プロセスおよび下層調達先が本書の要件に従うようにするのは、サプライヤーの責任です。

4.5. サプライヤー材料審査委員会 (MRB) 管理局

MKS 製品は最終顧客施設の重要な用途およびプロセスに使用されます。MKS 製品の使用目的から逸脱した場合の効果を完全に判定できるのは MKS 以外、存在しません。サプライヤーは PO 要件に準じて製品を納品することが必須となります。MKS 要件から逸脱した場合、MRB による審査が実施されます。当該の逸脱を承認する権限を有するのは MKS MRB 以外に存在しません。

4.6. オペレーショナル・エクセレンス

MKS は自社製品の品質と信頼性を最大限に維持するため、該当分野に精通したサプライヤーを利用するよう尽力します。サプライヤーは自社のあらゆる業務分野でオペレーショナル・エクセレンスを達成する努力を怠ってはなりません。その一環として以下を実施することができます。

- 4.6.1. **品質管理システム (QMS)** すべての主要 MKS 製造・サービス施設に、最新改訂版の ISO 9001 に適合する QMS を導入。MKS はサプライヤーに ISO 登録を義務付けてはいないものの、MKS は ISO 9001 の要件と同一の QMS を維持するよう、強く推奨します。サプライヤーが ISO 登録を維持するかどうかに関係なく、本書、該当する PO、NDA、MKS T&C を含みますがこれらに限定されず、MKS 要件のコンプライアンスを維持するため、MKS は施設監査を実施する権利を留保します。
- 4.6.2. 統計法 製造プロセスにおける分析ツール(統計的工程管理、実験計画法、その他)の使用による、適正プロセス制御の維持。
- 4.6.3. Lean/5S 在庫を最小限に維持しながら浪費を防ぎ、サイクル時間を短縮するため、サプライヤーは効率化指針を採用するよう推奨されます。当該の指針には、5S/6S、付加価値と非付加価値アプローチの対称分析、継続的な改善を含みますがこれらに限定されません。こうした技法はサプライヤーが品質と納品の目標を達成するうえで役立つと期待されます。

4.6.4. 材料制御システム - カンバン、プルシステム、"point-of-use" ストック、その他同様の技法 の活用による、在庫切れの回避、サイクルタイムの短縮。ほとんどの購買製品に対し、MKS は製品 の継続的な可用性を維持するカンバン製品納品システムを利用します。このシステムは、対象の在 庫レベルと回転に関するガイドラインに準じた製造とサービスのニーズをサポートします。MKS と カンバン関係に入ったサプライヤーは、製品の継続的な供給を保証するために相互の責任を定義し たカンバン契約書に署名する必要があります。カンバンシステムの目的は材料の継続的な可用性を 維持することであるため、このプログラムのサプライヤーも独自のサプライベースに該当プロセス を導入することが、カンバンシステムの成功に不可欠となります。

4.7. MKS 専有材料·装置

- 4.7.1. 材料 MKS は、MKS 材料を自社の施設に保管するサプライヤーに対して、(i) 使用適合性が維持される場所に MKS 専有材料を保管する、(ii) 「MKS 材料のみ」と明示する、(iii) MKS 専有材料を他の材料と切り離す、(iv) MKS 専有材料に正しい MKS 部品番号を貼り付けるよう義務付けています。 MKS は、材料の定期在庫数確認を行い、数量が正確であることの証明を提出するよう、サプライヤーに要求します。
- 4.7.2. **装置** MKS は独自の決定権の下、サプライヤーに試験装置を提供する場合があります。提供される装置には、機能検査装置、試験器具、自動試験スタンドなどのほか、特殊工具(例:ジグ、器具、パンチ、その他)があり、これらは MKS が購入したもので、サプライヤーの施設で管理され、すべて MKS の所有物であり、サプライヤーは MKS の利益のためにのみ使用するものとします。
- 4.7.3. MKS 材料・装置の保守 MKS が材料を提供する場合、もしくは MKS の装置がサプライヤーの現場にある場合、サプライヤーは以下を含みますがこれらに限定されず、材料および/または装置の保守を行う責任を負います。(I) 適切な手入れと使用、(ii) すべての必須予防保全、(iii) MKS が義務付けているソフトウェアアップグレード、(iv) 定期的機械測定および/または較正要件、および(v) 適切な保管場所と条件。MKS の材料および/または装置の盗難、損傷、紛失があった場合、MKSによりサプライヤーは全責任を問われます。紛失保険の確保が必要です。さらに、MKS の材料および/または装置は、MKS から書面による返却要請があった場合、速やかに返却するものとします。MKS からの書面による許可なく、MKS の所有物を運搬、移転、輸出または転送してはなりません。

4.8. エスカレーション・ポリシー

取引関係に影響を及ぼすサプライヤーのコミュニケーションに関する課題、問題、その他の懸念について、MKS はオープンポリシーを維持しています。サプライヤーは各自、該当する MKS バイヤー/プランナーを通じて、まず問題を特定して解決を図るよう奨励されます。合理的な時間を費やしても問題が十分に解決されなかった場合、サプライヤーは問題が解決するまで MKS 組織の上方に協議レベルを上げる(エスカレーション)ことができます。サプライヤーコミュニティ関連事項についての最終決定権は MKS グローバル・オペレーションズ上級副社長にあります。

4.9. クリーンルーム設備および認定要件

MKS は時折、クリーンルーム環境における製造および/またはパッケージ化を必要とする部品またはアッセンブリーを外注することがあります。その場合、MKS は購入する部品/アッセンブリーに必要なクリーン要件を(PO または MKS 図面を通じて)正確にサプライヤーに提供する義務があります。当該のレベルが確立した後、クリーンルーム環境の保全性を維持するのはサプライヤーの責任となります。クリーンルームの環境は、例外なく ISO 14644(該当するすべてのセクション)に準じて設置かつ検証されなければなりません。クリーンルーム測定値の記録と証明書は監査目的で MKS に提供可能でなければなりません。

4.10. サプライヤーのウェブインターフェース

電子 ERP システムの社内全域配備の一環として、サプライヤーは MKS との取引にウェブベースのサプライヤーポータルを使用するよう求められる場合があります。サプライヤーはこのウェブポータルに常時アクセスできるよう社内設備と手順を確立することが望まれます。これは予測、ポリシー、手順、品質警告、トレーニング要件、その他 MKS からの通知を表示する主な納品手段となります。

版 D

5. 出荷・納品ポリシー

5.1. カンバン出荷要件

MKS はほとんどの物品に、材料の継続可用性を維持するカンバン材料納品システムを使用します。セクション 4.6.4 を参照

5.2. サプライヤー向け出荷手順 サプライヤーは、MKS からの書面による特記がない限り、製品を各 MKS 施設 に発送する場合、もしくは MKS の顧客やサプライヤーに直接発送する場合、MKS-CTC-057 を遵守するもの とします。

5.3. 修理、交換、修正

取引上、修理、修正、または交換のため、材料を米国外に返送しなければならない場合があります。 輸出された同じ品目が修理または返送された場合、制限税関プログラムのすべての必要条件が満たされて いれば米国への再輸出に伴う関税の免除を申請できる可能性があります。この条件が御社に適用するかに ついて特定の質問がある場合は、MKS Global Trade Compliance までお問い合わせください。

5.4. 書類

PO、MKS 図面のほか、検査結果、試験データ、準拠証明書などの書類は、サプライヤーが出荷するたびに提出する必要はありません。ただし当該の書類はサプライヤーが保管しておき、セクション 3.9 に準じてMKS に提出可能でなければなりません。MKS 書類要件により、原料証明書が必要である場合、これを各ロットの出荷時に提出する必要があります。

5.5. 国外発送に伴う書類要件

MKS は米国政府管理貿易規制の対象となります。御社からの材料を適正に受領し、該当する貿易規制に準拠するため、MKS はすべてのサプライヤーが国外発送に伴う書類要件 (International Supplier Documentation Requirements) に定義されている要件に従うよう義務付けています。作業指示書 MKS-CTC-054 を参照。

5.6. MKS への発送に関する通知

サプライヤーは発送通知を電子的な手段で、発注した MKS バイヤー/プランナーに直ちに送信する必要があります。この通知には(少なくとも)運送会社の追跡番号、発注書(PO)番号、および部品番号が記載されていなければなりません。

5.7. パッケージング

新しい調達先、サプライヤー、製品、修正が関与する場合、MKSは該当製品に特定した書面による詳細なパッケージング指示書をサプライヤーに提供します。通常、MKSはカンバンレシートを除き、少なくとも各材料ロットの部品番号、数量、PO番号の確認を義務付けています。複数の部品番号がある場合、品目がそれぞれ個別にパッケージ化されており、該当する部品番号ラベルにより各パッケージをコンテナー内で確認できる限り、1つのコンテナに入れることができます。コンテナとは、全供給材料を含む最も外側のボックスと定義されます。パッケージとは、最終製品に直接触れ、保護するパッケージ材と定義されます。サプライヤーの内容明細票およびコンテナにも、コンテナ内に複数の部品番号があることを明示する必要があります。MKSによる製品受領に伴い、選択したパッケージングでは、製品の完全な状態が維持されていなければなりません。 これには、すべての製品をパッケージングでは、製品の完全な状態が維持されていなければなりません。 これには、すべての製品をパッケージ単体のみで(コンテナではなく)MKS施設内を安全に運搬し、保管できる状態も含まれます。ガイダンスの見本については、「製造部品保護パッケージングの仕様およびアッセンブリーの仕様(Specification for Protective Packaging of Fabricated Parts and Assemblies Specification)」(MKS PFMC 文書番号 112312)を参照してください。

5.8. 純木材梱包材要件

米国農務省 (USDA) の動植物衛生検査部 (APHIS) は、パレットやクレートなどの梱包材の使用を規制しており、USDA が定める条件を満たなければなりません。物品が木製容器内または木製容器と共に梱包されている場合、輸入業者は検疫措置に関する国際基準 (ISPM 15) に定められている条件を満たす必要があります。同基準により、すべての木製梱包材を適切に処理し、マーキングすることが義務付けられています。サプライヤーには MKS-CTC-055 の参照が求められます。

5.9. 配達・パッケージング要件

サプライヤーは、利用する運送手段に基づいて材料の損傷および/または劣化を防ぐため、十分に梱包する必要があります。サプライヤーは出荷時のパッケージングに該当するすべての MKS ポリシーのほか、すべての規則と規制を遵守するものとします。

5.10. 部品のマーキング・ラベル要件

製品の受領に加え、保管室や製造場に製品を適切に運搬するため、MKS は製品のラベルに情報を十分に明記するよう義務付けています。各製品コンテナにバーコードラベルを貼り付けます。バーコードラベルは目で読解可能でなければならず、MKS 部品番号、修正レベル(該当する場合)、MKS Po 番号、ロットコード(該当する場合)、数量、日付が明記されていなければなりません。フォントのサイズとラベル情報は5フィート(1.5m)の距離から容易に読める大きさでなければなりません。オーバーパックを使用するときは、オーバーパック内の各コンテナにもラベルを貼り付ける必要があります。インナーパックには少なくとも部品番号と数量を明記してください。ラベルが上記要件を満たしていない場合、製品はMKSへの負担やコストを伴わずに拒否されます。

5.11. 生産国 (CoO) 表示

生産国が国外である品目(または品目のコンテナ)が米国に輸入された場合、MKS は「生産国」を英語で、判読できるように、しかも目立つところに消えず永久に残るように明記するよう義務付けています。MKS 製品は輸入、輸出、再輸入される場合があるため、この要件は返品や修理も含め、すべての輸入製品に適用されます。パッケージのマーキングについて特定の質問がある場合、必要に応じて MKS Global Trade Compliance に問い合わせてください。

"COO"は通常、製品の製造や組み立てを行った、もしくは新しい品目に「実質的に変換された」国を意味します。MKS に販売もしくは提供された製品の COO を正確に特定することはサプライヤーの責任です。要請があれば、サプライヤーは製品の COO を立証する証明書または宣誓供述書を MKS に提供するものとします。サプライヤーは MKS の要請に応じて自由貿易契約の下、資格を示す妥当な証拠を提出するか、もしくは資格がないことを確認する必要があります。

MKS 社外秘